

赤十字会員募集の手引き

赤十字会員募集にご協力いただく皆さまへ（お願い）

平素から、赤十字の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、赤十字の趣旨に賛同した会員・協力会員の寄付者の皆さまによって組織されています。「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ため、災害救護をはじめとする各種事業を積極的に展開しています。

ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市区町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉のボランティア活動など地域に根ざした活動についても、赤十字と地域とのかかわりは密接なつながりを有しています。そのため、地区・分区、協賛委員の皆さま方に例年多大なご尽力をいただいているところでございますが、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日本赤十字社 広島県支部

1 赤十字について

（１）どんな活動をしているの？

日本赤十字社広島県支部では、県内の皆さまからお寄せいただいた活動資金と、多くの赤十字ボランティアのご協力により、主に次のとおり活動を行っています。

○災害救護活動

地震や豪雨などの災害が発生した場合、救護班などを派遣し、医療救護活動を行います。

また、火災が起こったときなど被災された方々に、救援物資（毛布・緊急セット等）をお届けしたり、こころのケア活動や義援金の募集などを行います。

○講習普及事業

大切ないのちと健康を守るための知識・技術を広めていくため、心肺蘇生やAEDの使い方、子どもを事故・病気から守るための講習など各種講習を実施しています。

○国際活動

世界各地で紛争、災害、病気といった人道危機に苦しむ人々への支援を届けるため、191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かして支援活動に取り組んでいます。

○青少年赤十字

児童・生徒が赤十字の精神に基づき、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕する精神を育成することを目的としています。

○赤十字奉仕団活動

県内各市区町村に組織される地域奉仕団や特殊奉仕団は、各地でさまざまなボランティア活動に取り組んでいます。

（２）赤十字の会員

会員 …日本赤十字社の活動に賛同し、毎年継続して2,000円以上をご支援してくださる方
協力会員…2,000円未満でのご支援や一時的な寄付をしてくださる方

※いずれも赤十字を支えてくださる寄付者のことです。

2 赤十字会員増強運動について

(1) 赤十字会員増強運動とは

赤十字の創始者アンリー・デュナンの誕生月や日本赤十字社の創立月である5月を「赤十字運動月間」と定め、赤十字思想の普及や赤十字会員増強運動を実施しています。

この運動は、地区本部・地区・分区（市区町・社会福祉協議会の担当窓口）を中心に、赤十字奉仕団・赤十字協賛委員・町内会・自治会等の皆さま方のご協力により成り立っています。

(2) 広報活動

全世帯配布用のチラシ、掲示用のポスター等を作成しています。一人でも多くの方から協力を得られるよう、活動資金募集期間中における配布、掲示等にご協力をお願いします。

※「活動資金募集期間」は、地区・分区によって別の時期の実施となることがあります。

(3) 留意事項

○地区・分区の担当者や協賛委員等の皆さま方は、赤十字活動について、ご理解いただいたうえで、県内の皆さまへ活動資金の募集をお願いいたします。

○募集方法は、それぞれの地域の実情に応じ、各戸単位での募集をお願いいたします。

町内会・自治会等の年間予算から活動資金を拠出したり、会費の集金に含めて活動資金を募集する場合は、総会で審議いただく等、合意を得たうえでの実施をお願いします。

○従来どおり、目安として年額500円以上のご協力をお願いいたします。

○年額2,000円以上をご協力いただいた方には、会員登録の有無の確認をお願いします。

（会員への登録を希望しない場合は、領収書にある「会員への登録は不要」欄にチェックをお願いいたします。）

○活動資金の募集の際に、知り得た個人情報等については、他に漏らさぬよう厳守をお願いいたします。

3 表彰制度について

赤十字の活動資金に多額のご協力をいただいた場合、特別社員章や有功章等が贈られます。

【日本赤十字社による表彰】

表彰区分	活動資金額	表彰の方法
特別社員章	毎年2千円以上の会費を納入し累計額が2万円以上に達したまたは、2万円以上の会費を一時（または分割して）に納入したとき	特別社員の称号とバッジを贈呈
支部長感謝状	支援金額の累計が10万円以上20万円未満に達したとき	支部長感謝状を贈呈
銀色有功章	20万円以上を一時（または分割して）に支援したとき	銀色有功章を贈呈
金色有功章	50万円以上を一時（または分割して）に支援したとき	金色有功章を贈呈
社長感謝状	金色有功章を受章後、50万円以上の支援したとき（その都度）	社長感謝状を贈呈

【国による表彰（個人の場合）】

表彰区分	活動資金額
厚生労働大臣感謝状	100万円以上500万円未満の支援をしたとき（同一年内）
紺綬褒章	500万円以上を一時に支援したとき※一定の要件を満たせば納分可能

4 税制上の優遇措置について

日本赤十字社は、その公益性を高く評価されており、日本赤十字社に対する寄付には下記のとおり、税制上の優遇措置が適用されます。

日本赤十字社に対する寄付（会費・寄付金）に適用される税制上の優遇措置一覧

【個人】

区分	寄付の内容	措置の内容等	関係法令
所得税の控除	日本赤十字社の事業全般に対する寄付（「特定寄付金」）	寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	所得税法 第78条第2項第3号
個人住民税の控除	総務大臣の指定を受けた日本赤十字社の事業に対する寄付（※1）	寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	地方税法 第37条の2第1項第2号及び、同第314条の7第1項第2号に基づく総務省告示
	日本赤十字社の事業全般に対する寄付	寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を引いた額の4%（広島市内在住者は2%）が、寄付者の県民税額から控除されます。 また、条例により日本赤十字社を控除対象団体に指定している市町では、寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を引いた額の6%（広島市内在住者は8%）が、寄付者の市町民税額から控除されます。 ※条例については、各市町にお問い合わせください。	広島県税条例 第38条の2第1項第3号 地方税法 第314条の7第1項第3号に基づく各市町税条例
相続税の非課税	相続または遺贈により取得された財産により日本赤十字社の事業全般に対する寄付	寄付した相続財産の価額は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。	租税特別措置法 第70条

【法人】

区分	寄付の内容	措置の内容等	関係法令
法人税の控除	日本赤十字社の事業全般に対する寄付（「特定公益増進法人に対する寄付金」）	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別途、特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。 詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。	法人税法 第37条第1項及び第4項
	財務大臣の指定を受けた日本赤十字社の事業に対する寄付（「指定寄付金」）（※2）	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。※募集期間は4～9月。	法人税法 第37条第3項第2号

○個人住民税にかかる寄付金控除（※1）と法人の指定寄付金（※2）は、上限金額等の制限があります。

5 赤十字会員募集におけるQ & A

質 問	回 答
Q.1 国や地方公共団体等から赤十字に対し、財政的な支援はないの？	A.1 国や地方公共団体等からの補助金はありません。 日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された認可法人（民間団体）です。国や自治体からの補助金などはなく、皆さまからご支援いただいたご寄付（会費等）のみで活動しています。
Q.2 寄付の金額の目安はありますか？	A.2 金額も自由意志でお願いしておりますが、金額の目安がないと寄付しにくいというお声を頂戴しておりますので、旧制度で基準とされていた500円を目安としてお示ししています。
Q.3 災害義援金はどのように使われているの？	A.3 日本赤十字社がお預かりした「災害義援金」については、 <u>被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額送金され、同委員会で定める配分基準に従って市区町村等の被災された方々に届けられます。</u>
Q.4 活動資金（会費等）はどのように使われているの？	A.4 皆さまからの「活動資金」は様々な赤十字事業を行うために使われますが、特に災害救護事業においては、 <u>地域住民の皆さまのため医療救護活動や救援物資の備蓄・配布、救護訓練の実施などに使われます。</u> 被災者支援のため、災害義援金とともに赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。
Q.5 日本赤十字社と共同募金会（赤い羽根）は同じ団体ですか？	A.5 日本赤十字社と共同募金会（赤い羽根）は異なる団体です。 日本赤十字社は国内外における災害救護活動をはじめ、苦しむ人を救うため幅広い分野で人道的活動を展開しているのに対し、赤い羽根で親しまれている共同募金会は様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の支援を行っています。

赤十字の活動等に係るお問い合わせは、
地区本部・地区・分区（市区町・社会福祉協議会の担当窓口）または、日本赤十字社
広島県支部までお願いいたします。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

広島県支部

〒730-0052 広島市中区千田町2丁目5-64
TEL 082-545-5011 FAX 082-240-2741
Email kaiin34@hiroshima.jrc.or.jp
詳しくはホームページをご覧ください。

日赤 広島県支部

検索